

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省4-5-3)

施策名	5-3 経営安定・取引適正化	担当部局・課室名	中小企業庁 長官官房 総務課	政策評価実施予定時期	令和5年8月
施策の概要	消費税や労務費、原材料費等の転嫁対策、下請代金法の厳正な運用、官公需情報の提供等を通じて中小企業・小規模事業者の経営安定化や取引適正化を図る。			政策体系上の位置付け	5 中小企業・地域経済
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費税や労務費、原材料費等の増加分の円滑かつ適正な転嫁等、取引の適正化を目指す。 人権に配慮した経営の重要性を広く普及し、健全な経済活動の構築を促進することを目指す。 事業環境の変化により経営に困難をきたしている中小企業・小規模事業者を支援し、経営の安定化を図る。 			目標設定の考え方・根拠	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)、 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)、
施策の予算額(執行額) (百万円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)、 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)、
	4,066 (3,720)	3,670 (3,297)	2,353		

【測定指標】

測定指標(定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1 取引の適正化	-	-	受注側企業向け調査において「不合理な原価低減要請を受けていない」と回答する割合が70.0%以上	令和4年度	-	-	-	70.0%	70.0%	-	-	令和3年10月8日の岸田内閣総理大臣の所信表明演説において、「政府として、下請取引に対する監督体制を強化し、大企業と中小企業の共存共栄を目指します。」という方針が示されており、また、令和3年12月27日に発表された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」においても、「中小企業が買上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備していく」という方針が示されている。不合理な原価低減要請が行われることで、受注側事業者から発注側事業者に対する価格交渉の申し込みが難しくなり、円滑な価格転嫁の妨げになることから、不合理な原価低減要請の減少に向けて今後も粘り強く取り組んでいく必要がある。
2 人権意識の向上	-	-	セミナー等参加者で非常に人権意識が高まったと回答した者の割合が90%以上	令和5年度	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	-	人権に対する考え方は非常に重要であることから、セミナーにより「非常に人権意識が高まった」と回答した者の割合を9割以上という高い目標としている。
					41.0%	39.0%	53.0%	55.0%	-	-		

【参考指標】

測定指標	基準値	基準年度	見込み	年度	年度ごとの実績値							参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
					令和3年Ⅰ期	令和3年Ⅱ期	令和3年Ⅲ期	令和3年Ⅳ期	令和4年Ⅰ期	令和4年Ⅱ期	令和4年Ⅲ期	
1 日銀短観における中小企業の業況判断DI	-	-	-	-	▲12	▲8	▲8	▲3	▲6	▲2	-	中小企業の業況を判断する指標
測定指標	基準値	基準年度	見込み	年度	年度ごとの実績値							参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
					30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
2 東京商工リサーチによる企業倒産件数(中小企業計)	-	-	-	-	8,106	8,629	7,158	5,979	-	-	-	中小企業の業況を判断する指標

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	令和4年度 行政事業 レビュー 事業番号
	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
1 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(中小企業倒産防止共済に係るもの)	-	-	-	昭和53年度	-	中小企業倒産防止共済制度の加入者が掛金(月額20万円上限。掛金限度額は800万円)を納付した場合には、その全額を損金(必要経費)に算入することができる。	-	-
2 保険会社等の異常危険準備金(火災共済)	-	-	-	昭和28年度	-	損害保険会社等が、各事業年度において、責任準備金の積立てに当たり、保険又はこれに類する共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、保険又は共済の種類ごとに、当期の正味収入保険料又は正味収入共済掛金(当年度保険料等)を基礎として計算した積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。 この準備金は、異常災害損失が生じた場合にはその損失の額、積立後10年を経過した場合にはその積立額と〔異常危険準備金の金額+当期の積立額〕-当年度保険料等×洗替保証限度率]のいずれか少ない金額を、取り崩して益金に算入する。	-	-
3 中小企業等の貸倒引当金の特例	-	-	-	昭和41年度	-	中小企業等については、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額については、貸倒実績率によらずに法定繰入率による繰入が認められている。(租税特別措置法第57条の9、同法施行令第33条の7) (法定繰入率) 卸・小売業 10/1000 製造業 8/1000 金融・保険業 3/1000 割賦販売小売業 13/1000 その他 6/1000 協同組合等については、通常の繰入限度額の12%増しとすることができる。	-	-
4 経営環境変化対応資金	-	-	-	昭和61年度	-	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化をきたしている中小企業者の経営基盤の強化又は経営の安定を支援する。	-	-
5 金融環境変化対応資金	-	-	-	平成9年度	-	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難をきたしている中小企業者が、長期資金の導入により経営安定を図れるよう支援する。	-	-
6 取引企業倒産対応資金	-	-	-	昭和55年度	-	関連企業の倒産により経営に困難をきたしている中小企業者等が、経営の安定を図れるよう支援する。	-	-
7 中小企業取引対策事業	※	※	※	※	1	※	-	0160
8 取引適正化等推進事業	※	※	※	※	1	※	-	0161
9 人権教育・啓発活動支援事業	※	※	※	※	2	※	-	0162

※【達成手段一覧】に係る各種予算事業の「予算額計(執行額)」、「開始年度」、「達成手段の概要等」については、下記URL先の行政事業レビューシートを参照。

○令和3年度以前開始事業(https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review2022/html/1-5saisyu.html)